受 注 者 様

長 野 市 長 長野市上下水道事業管理者

令和4年4月から適用の公共工事設計労務単価等に係る特例措置 及び建設工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項) の運用等について

本市では、国土交通省等の決定に基づき、新たな公共工事設計労務単価及び設計業務 委託等技術者単価を令和4年4月から適用します。ついては、下記のとおり特例措置及 び運用等を定めたのでお知らせします。

記

1 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定に伴う特例措置について

(1) 特例措置の内容

労務単価及び技術者単価の上昇を受け、これを早期に適用するため、旧労務単価及び旧技術者単価(令和3年度単価)に基づき積算し、予定価格を定めたもので、適用日以降に契約を締結する工事等について、請負代金額又は業務委託料の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象

次のすべての要件に該当するもの

- ア 令和4年3月1日以降に契約を締結する<u>建設工事、設計等業務委託及びその他業</u> <u>務委託</u>
- イ 令和3年度の公共工事設計労務単価又は設計業務委託等技術者単価等によって積 算し、予定価格を定めたもの

(3) 協議の請求

該当する工事等の場合は、契約締結の際に本特例措置が適用される旨の説明をします。

協議の請求をする場合は、<u>契約締結日から1カ月以内(1カ月を経過する日が工期</u> 又は履行期間の末まで20日に満たない場合は、工期又は履行期間の末の20日前ま

で)に別添「変更協議書」を提出してください。

2 長期の契約に係る公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等の運用 に関する特例措置について

(1) 特例措置の内容

二か年度以上に及ぶ長期の業務委託契約について、上昇前の労務単価及び技術者単価等に基づく契約のままでは不適当と考えられる場合があるため、令和4年度以降の期間について、上記1の措置に準じて業務委託料の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象

次のすべての要件に該当するもの

- ア 令和4年2月28日以前に契約を締結した<u>設計等業務委託及びその他業務委託</u> (債務負担行為、長期継続契約又は繰越により、二か年度以上に及ぶ契約に限る。)
- イ 上昇前の公共工事設計労務単価又は設計業務委託等技術者単価等によって積算し 予定価格を定めたもの
- ウ 令和4年4月1日以降の履行期限であること。

(3) 協議の請求

適用の可否等について担当部署に確認の上、<u>令和4年3月31日(木)までに別添</u>「変更協議書」を提出してください。

3 建設工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の運用について

(1) 運用の内容

令和4年3月改定の労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、 建設工事標準請負契約約款(工事請負契約書)第26条第6項を運用するもので、施 工中の工事について「請負代金額が著しく不適当となったとき」に、残工事代金に対 して、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象

次のすべての要件に該当するもの

- ア 令和4年2月28日以前に契約を締結した建設工事
- イ 基準日からの工期が2月以上残っていること。
- ウ 基準日以降の変動後残工事代金と変動前残工事代金の差額が変動前残工事代金の 1/100を超えていること。

(3) 協議の請求

適用の可否等について担当部署に確認の上、<u>別添「変更協議書」を提出</u>してください。

なお、協議の請求は、次の賃金水準の変更が行われるまでを原則とします。

4 留意事項

- (1) 積算方法等によっては、上昇分のすべてについて変更の対象とすることができない 場合があります。
- (2) 竣工、完了したものは、遡って変更の対象とすることができません。
- (3) 変更の規模によって、別途予算措置等が必要となるものは、変更契約の締結に時間を要する場合があります。

5 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

長野市では、例年、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定を 踏まえ、元請と下請間で締結された請負代金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の 見直し等について、適切に対応いただくようお願いをしてきたところです。

今般の更なる上昇に対し、上記の措置及び運用等を定めたところですが、これらが 確実に技能労働者の処遇改善等に結びつくことが重要と考えています。

つきましては、引続きこの趣旨をご理解いただくとともに、技能労働者への適切な 賃金水準の確保及び社会保険への加入等が促進されるよう、特段のご配慮をお願いし ます。